

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL: 0258-81-1300

FAX: 0258-83-3632



厚生労働省より「健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定する制度の創設について」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で、報酬が著しく下がった従業員の健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、翌月から改定できるようにする制度が創設されました。

～日本年金機構 HP より～

○本特例制度のリーフレット

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/01.pdf>

○手続きや申請書類等について

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.html>

問い合わせ先

日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」

0570-007-123 (ナビダイヤル)

受付時間

月～金曜日 8:30～17:00

第2土曜日 9:30～16:00